

議案第109号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本義会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田秀光

平成18年9月20日 原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

1 減額譲渡する財産の内容

土地

所在 東伯郡三朝町大字本泉165番地4

面積 1,713.43㎡

地目 宅地

2 譲渡価格

20,561,160円

3 減額譲渡する相手方

所在 東伯郡三朝町大字本泉

名称 本泉区

本泉区長 山崎 一彰

4 減額譲渡の理由

本町有地は、旧賀茂保育園の跡地であり賀茂保育園の移転後未利用となっている土地であります。本泉区からコミュニティ施設建設用地として有償譲渡の申し出があり、今後の町の利用計画及び価格について検討を重ねた結果、区の活動拠点施設として、さらなる地域の振興に資するため通常価格から減額して譲渡することとしたい。